

自動車事故対応マニュアル

平成4年6月2日
運動療育クラブゆかり

1、ケガ人の救護

ケガ人を出してしまった場合は、まず、救護措置を取ります。万が一ここで逃げてしまったら、刑事罰を科せられることになります。

また、事故直後は感情が高ぶって痛みが気付かなかつたり、後になって症状が現れる場合もありますので、軽いケガでも必ず医療機関での診察を受けてもらうようにしましょう。

2、二次被害の防止措置

児童たちと車両を安全な場所へと移動させ、二次被害の発生や交通渋滞を防ぎます。

3、警察へ届ける

どんなに些細な事故でも、必ず警察へ通報します。

報告義務は基本的には加害者が負いますが、事故の状況によっては被害者が通報したり、通行人に依頼して対応しましょう。

110番時にケガ人がいる旨伝えれば119番はいりません。

4、相手の確認

住所、氏名、連絡先、車両ナンバー等をメモしておきます。相手の保険会社や車両の名義についても確認します。（できれば免許証や車検証を見せてもらいましょう。）

5、事故状況確認、目撃者の確保

事故の状況を確認し、デジカメや携帯電話のカメラを使って、さまざまな角度から事故現場を撮影しておきます。

また、目撃者がいる場合は氏名や連絡先を聞き、可能であれば警察が来るまで待機してもらって証拠の保全に努めます。

6、管理者に連絡

6、保険会社への連絡

保険会社へ連絡し、指示を仰ぎます。その場での示談は絶対にしてはいけません。